

未就学児が日常的に集団で移動する経路について引き続き必要な安全対策の立案をお願いします（台風 19 号等災害の発生を踏まえて）

子供が犠牲となる事故や高齢運転者による事故等を受けて、令和元年 6 月 18 日にとりまとめられた「未就学児及び高齢運転者の交通安全緊急対策」（関係閣僚会議）においては、「未就学児が日常的に移動する経路の緊急安全点検」を保育所、幼稚園等の施設とその所管機関等が警察や道路管理者と連携して合同で実施し、10 月末までに対策を立案することとなっております。

国土交通省では、これらの対策の立案結果についてのとりまとめをかねてからお示ししておりますとおり 11 月中に一旦行いますが、度重なる災害の発生を踏まえ、集計作業を当面継続します。

地方公共団体等の関係者におかれましては、引き続き必要な対策を立案して頂き、情報提供頂きますようお願いいたします。

<問い合わせ先>

道路局 環境安全・防災課 道路交通安全対策室 課長補佐 近藤（内線 38104）

代表：03-5253-8111 直通：03-5253-8907 FAX：03-5253-1622